

年間を通じた働きやすい服装(ナチュラル・ビズ・スタイル)の実施要領

令和7年4月1日決定

1 趣旨

- 本町では、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき令和4年3月に「京極町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」策定し、事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減目標を定めている。その取組の一環として、省エネルギー推進のため、夏季クールビズ及び冬季ウォームビズを推奨してきた。
- 近年、国(環境省)や道では、クールビズとウォームビズの取組を統合し、特定の期間を設けず、通年で一人一人が判断して軽装等を行う方針を明らかにした。この方針を踏まえ、本町においても、温室効果ガス排出の抑制、職員の健康保持、業務効率の向上を目的とした働きやすい服装(以下、「ナチュラル・ビズ・スタイル」という。)で執務を行う取組を実施する。

～ナチュラル・ビズ・スタイルの3つのコンセプト～

◎自然を意識する

京極町は、季節による寒暖差が大きく、また1日の中でも朝・昼・晩で気温が変化する。このような自然の気温変化を意識し、その日の気候に適した服装を選択する。

◎TPOを意識する

職務を遂行する時間(Time)、場所(Place)、状況(Occasion)に応じて、清潔感があり、人に不快感や違和感を与えない服装を心掛ける。

◎省エネを意識する

できるだけ冷暖房に頼らず、自然通風や日射などの自然の力を活用する。また、適切な服装の選択によって体感温度を調整し、一層の省エネに努める。

2 対象部局

町長事務部局、議会事務部局、教育委員会事務部局、農業委員会事務部局

3 実施内容

対象部局の職員は、執務室内において、下記のような室温に応じた働きやすい服装で執務することを推奨する。ただし、服装の選択は個人の判断に委ね、強制するものではない。

(1) 推奨される服装

夏季は通気性の良い素材、冬季は保湿性の高い素材を活用し、体感温度を調節することを基本とする。服装の選択にあつては、以下の点に留意する。なお、社会常識から見て相応しくない趣味性の強い服装は避けることとする。

- ・いわゆる「着くずし」ではなく、公務職場にふさわしい服装とする。
- ・清潔感を保ち、他人に好印象を与えるものとする。
- ・カジュアル要素の高いジーンズ(Gパン)等は着用しない

(2) 職員以外の出席者が予定される会議等の対応

① 町主催の会議

社交儀礼上、不相当と認められる場合を除き、執務室と同様の服装とする。職員以外の出席者に対しては、案内状や会議冒頭でナチュラル・ビズ・スタイルでの参加を呼び掛ける。

② 外部主催の行事や会合、来客対応

社交儀礼上、不適切とならないよう、事前に主催者へ服装の確認を行い、適切に対応する。来客対応時には、ナチュラル・ビズ・スタイルの趣旨を説明し、理解を得るよう努める。

(3) 留意事項

- ・年間を通した自由な服装での勤務は、特定の期間に限らず、職員の省エネ行動の促進につなげるとともに、暑さや寒さをしのぎやすくし、働きやすい職場環境づくりを進めていこうとするもの。
- ・自由な服装での勤務は、職員が公務員としてのモラルを有していることを前提としており、周囲や外部の方に不快感を与えることを決して許容するものではない。
- ・服装の乱れ等とみなされることは厳に慎むべきものであり、来庁者などから不適切との意見が寄せられるおそれがある場合は、速やかに管理職による改善指導を行う。

4 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 その他

(1) 外部への周知

地球温暖化防止の取組として、環境を意識した働きやすい服装で執務していることを周知するため、以下の対応を行う。

- ・執務室入口付近等の場所に、実施期間や目的を記載した掲示物を設置する。
- ・本町のホームページや広報誌に掲載し、来庁者に対する理解促進を図る。

(2) 強化期間の設定

職員の積極的な取組を促進するため、令和7年6月2日(月)から10月3日(金)をナチュラル・ビズ・スタイルの取組を推奨する強化期間とする。

執務室での「ナチュラル・ビズ・スタイル」の具体例(参考)

- 夏季(暑い時期)
 - ・上着を着用しない
 - ・ネクタイを外す
 - ・名札を着用する
 - ・半袖のシャツ、開襟シャツ等を着用する
 - ・当日の業務内容を考慮した清潔感、清涼感のあるポロシャツ、チノパンを着用する
 - ・町の PR 用ロゴ入りポロシャツ等を着用する
- 冬季(寒い時期)
 - ・重ね着をする
 - ・膝掛けを利用する
 - ・名札を着用する
 - ・ノーネクタイも可とする(TPO 等を踏まえ各職員で判断する)
 - ・町の PR 用ロゴ入りフリース等を着用する